

## 2022年4月1日から 成年年齢引き下げに伴い 「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の申請手続きが変わります (民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行)

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。  
小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、18歳以上を「**成年患者**」とします。  
**成年患者は「本人名義で申請手続き」をする必要があります。**

- 患者本人による申請が難しく、ご家族等が申請者として申請される場合には、**「委任状」**を添付する必要があります。  
成年後見人等の法定代理人が申請する場合、委任状は不要です。

### 2022年4月1日以降の対象者と手続き方法

2022年3月31日まで

▶ 2022年4月1日から

小児慢性特定疾病児童等  
0歳～20歳未満の方が対象



小児慢性特定疾病の保護者  
または成年患者

申請等



各保健所の窓口

**成年患者**

18歳以上20歳未満の方

- 「本人」の名義で申請。
- 家族等が申請する場合は「委任状」が必要。

**小児慢性特定疾病児童**

18歳未満の方

- 保護者(監護者)が申請。
- 18歳到達時点で、この制度の対象となっていて、引き続き治療が必要と認められる場合は、「成年患者」に移行します。

申請手続きに関する詳しい情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。



- ・都道府県等の申請窓口
  - ・都道府県ごとの指定医や指定医療機関
  - ・小児慢性特定疾病の疾病概要や診断の手引き
- などが掲載されています。

小児慢性

検索

<https://www.shouman.jp/>

【問い合わせ・申請窓口】お住まいの市町村を管轄する保健所へお問い合わせください。

- ・大館保健所 〈電話〉 0186-52-3952
- ・北秋田保健所 〈電話〉 0186-62-1166
- ・能代保健所 〈電話〉 0185-52-4333
- ・秋田中央保健所 〈電話〉 018-855-5170

- ・由利本荘保健所 〈電話〉 0184-22-4122
- ・大仙保健所 〈電話〉 0187-63-3404
- ・横手保健所 〈電話〉 0182-32-4006
- ・湯沢保健所 〈電話〉 0183-73-3524